平成２６年（フ）第１７２０号
東京都中央区新川２丁目11―１―211
債務者　今村　愛恵
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７２４号
東京都大田区大森本町２丁目４―22―403
債務者　島田　　徹
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１２号
横浜市神奈川区大口仲町164番地９　サンコーポ大口102号
債務者　石井　　一
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５６号
大阪市西成区天下茶屋２丁目17番１号　303号、前住所京都府向日市物集女町北ノ口88番地の15
債務者　吉川　隼平
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６６号
大阪市住吉区遠里小野３丁目３番32号
債務者　山崎　智代
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６６４号
大阪市平野区長吉長原３丁目14番23号　ダイヤモンドハイツⅡ105号
債務者　野村　博文
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１５号
横浜市西区戸部町６丁目212番地
債務者　池田　　博
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１６号
横浜市西区戸部町６丁目212番地
債務者　池田　洋子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４号
栃木県栃木市藤岡町藤岡3576番地２、従前の住所栃木県小山市神鳥谷５丁目３番19号　ドミールＵ201号
債務者　大島　　明
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１４１８１号
東京都板橋区高島平９丁目１―７―402
債務者　西潟　隆弘
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５６３号
東京都豊島区長崎３丁目６―16―201
債務者　板谷越　洋
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６６７号
東京都葛飾区白鳥２丁目８―５―201
債務者　小久保黎子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６７７号
神奈川県相模原市南区磯部131―６
債務者　石川美佐子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７１５号
東京都江戸川区南小岩４丁目２―17―203
債務者　嶋岡　直美
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７２３号
東京都武蔵村山市緑が丘1460―1107―203
債務者　阿部　　覚
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１号
沖縄県宜野湾市野嵩４丁目12番22号
債務者　玉城　弘和
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時30分
那覇地方裁判所沖縄支部